

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群A海域に関する令和4管理年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を令和4年6月24日付けで次のとおり定めた。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	京都府まさば及びごまさば漁業	現行水準
ずわいがに日本海系群A海域	京都府ずわいがに漁業	32トン